



はじめてのFP学習

第1分野：ライフプランニングと資金計画

健康保険の基本③

～ 傷病手当金と埋葬料を解説 ～





健康保険で受けられる主な給付

	給付	ざっくり役割
病気・ケガをしたとき 	1 療養の給付	病院での医療費の一部を健康保険が負担してくれる。窓口で支払うのは原則3割。
	2 高額療養費	医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を支給してくれる制度。
	3 傷病手当金	病気やケガで仕事を休み、給与を受け取れないときに、休業中の生活を支えてくれる制度。
出産したとき 	4 出産手当金	出産のために仕事を休み、給与を受け取れないときに、産前・産後の生活を支えてくれる制度。
	5 出産育児一時金	出産したときに、出産費用の負担を軽くするために、まとまったお金が支給される制度。
亡くなったとき 	6 埋葬料	被保険者が亡くなったときに、埋葬を行う人へ支給されるお金。

今回はここ！

今回はここ！

補足ポイント！



- ✓ 健康保険は、**医療費の負担だけでなく、休業や出産など生活のさまざまな場面を支えてくれます。**
- ✓ 国民健康保険には、**傷病手当金と出産手当金**が原則ありません。



傷病手当金 ～病気やケガで休んだときの生活保障～

病気やケガで
仕事をお休み…



連続する3日間は
待期期間
(支給されません)

1日目



休み

2日目



休み

3日目



休み

待期期間(3日間)

4日目以降で
給与が支払われない場合に、
傷病手当金が支給されます

4日目



休み

5日目



休み

6日目



休み

傷病手当金の支給対象

補足ポイント!



✓ 支給開始日以前の継続した
12か月間の標準報酬月額
の平均額を30で割った金額
を「標準報酬日額相当額」
といいます。

1 支給される条件

- ✓ 業務外の病気やケガの療養のため仕事を休んでいる
- ✓ 連続する3日間休んでいる(待期期間)
- ✓ 休業期間について給与の支払いがない

※給与の支給がある場合でも、傷病手当金より少なければ差額が支給されます。

2 支給額(1日あたり)

→ 補足ポイント参照

支給開始日以前12か月間の
各標準報酬月額の平均額 ÷ 30 × $\frac{2}{3}$

給与の約2/3が
目安だよ!



3 支給期間

支給開始日から
通算で **1年6か月間** を
限度に支給されます。



傷病手当金は、病気やケガで働けないときの **生活を支える大切な制度**です。



傷病手当金 ～支給額を計算してみよう～

今回の
条件



支給開始日以前12か月間の
各標準報酬月額の内平均額

27万円



病気やケガで

50日間連続して休業



休業中の給与

なし

補足ポイント！



1 標準報酬月額
相当額を計算

$$270,000円 \div 30 = \mathbf{9,000円}$$



2 1日あたりの
支給額を計算

$$9,000円 \times 2/3 = \mathbf{6,000円}$$



3 支給対象日数
を計算

$$50日 - 3日 \text{ (待期期間)} = \mathbf{47日}$$



4 傷病手当金の
総額を計算

$$6,000円 \times 47日 = \mathbf{282,000円}$$



☑ 待期期間の**3日間**を引くのを忘れずに。
50日休業しても、支給対象は**47日間**になります。

このケースで支給される傷病手当金は

282,000円



4つのステップで
計算できるよ！





埋葬料・家族埋葬料 ～亡くなったときの給付～

被保険者(本人)が死亡したとき



埋葬料

葬儀を行う家族などに
5万円が支給される

被扶養者(家族)が死亡したとき



家族埋葬料

被保険者に
5万円が支給される

被保険者が死亡したときは「**埋葬料**」
被扶養者(家族)が死亡したときは「**家族埋葬料**」

どちらも
5万円!

補足ポイント!



- ☑ 埋葬料・家族埋葬料は、試験での出題頻度は高くありません。ただし、過去に出題されているので、「**誰が亡くなったときに、何が支給されるか**」は押さえておきましょう。